

大泉町保有財産
売却案内書
【媒介制度版】

令和5年3月2日改訂

大泉町財務部契約管財課

〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号

電話 0276-63-3111（内線 381・382）

目 次

はじめに

大泉町有財産売却物件	1
------------	---

町有財産売却の流れ	2
-----------	---

1 申込資格	3
2 申込方法	3
3 現地説明会等	4
4 契約保証金、契約の締結等	4
5 売買代金の支払い	4
6 引渡し、所有権移転登記	5
7 契約不適合責任について	5
8 個人情報について	6
9 その他注意事項	6

申込書類作成方法

町保有財産買受申込書	7～8
誓約書	9
委任状	10

物件調書

物件番号3	11～12
物件番号4	13～14
物件番号5	15～16
物件番号8	17～18

はじめに

- 大泉町（以下「町」という。）では、次の町有財産を先着順により売却いたします。
- 町有地を購入される方は、この売却案内書を読んで、手続きの流れや売却条件等をよく確認したうえで申し込んでください。

大泉町有財産売却物件

物件番号	区分	所 在	地目	地積 (㎡)	売却価格
3	土地	大泉町北小泉四丁目 1514 番 1	宅地	171.27	4,810,000 円
4	土地	大泉町東小泉三丁目 1601 番 1	宅地	208.26	5,060,000 円
5	土地	大泉町坂田七丁目 1487 番	宅地	283.00	5,460,000 円
8	土地	大泉町吉田 3405 番	宅地	239.33	3,220,000 円

※物件は現状有姿での引渡しとなります。申し込みにあたっては、必ず各自で調査、確認を行ってください。

町有財産売却の流れ

1 申込受付日時

次に掲げる日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（上記（1）及び（2）を除きます。）

2 審査

申込資格を有しているか審査を行います。

審査の結果、売買契約締結が出来ない場合もございますので、ご了承ください。



3 売買契約の締結

購入者は、「売却決定通知書」の交付を受けた日から原則7日以内に契約を締結していただきます。

契約締結時には、契約保証金として売買代金の1割以上の金額（円未満切上げ）の納付等が必要です。契約書に貼付する収入印紙代は、購入者の負担となります。



4 売買代金の支払い

契約締結日を含め原則30日以内に売買代金から契約保証金を除いた額をお支払いください。

契約保証金は売買代金の一部に充当します。



5 引渡し・所有権移転登記

物件の引渡しは、現状有姿のまま行います。

所有権移転登記の手続きは町が行いますが、添付書類（住民票等）は購入者をご用意ください。

登録免許税は、購入者の負担となります。

1 申込資格

町有地を購入することができる方は、次に掲げる要件を全て満たしている方とします。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされていないこと（手続開始決定後、資格の再認定を受けた方を除く）
- (2) 市区町村税を滞納していないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (4) 大泉町の職員でないこと

2 申込方法

次により、申込受付場所へ申込書類を提出してください。

【申込受付日時】

次に掲げる日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（上記（1）及び（2）を除きます。）

【申込受付場所】

大泉町役場 3階 財務部 契約管財課

〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 0276-63-3111（内線381・382）

【提出方法】

窓口へ直接持参とします。※郵送・ファックス・電子メールは不可

【申込書類】

- (1) 町保有財産買受申込書
- (2) 申込資格確認資料

①誓約書

②その他

ア 個人の場合

- ・市区町村税の完納を証する証明書
- ・住民票
- ・印鑑登録証明書

イ 法人の場合

- ・本店が所在する市区町村発行の完納を証する証明書
- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ・印鑑証明書

③委任状

代理人や法人の代表権のない方が申し込む場合は、委任状が必要となります。所定の用紙をお使いください。また、連名での申込みの場合は、申込者全員の代表者（又

は代理人) に対する委任状が必要となります。なお、申込者が別の代理人になること又は1人が複数の代理人を兼ねることは出来ません。

注 意

- 1 各証明書は、発行後1カ月以内のものとしします。
- 2 申込書に記載された氏名が、売買契約締結及び所有権移転登記の際の名義となります。共有名義で申込みする場合は、共有者全員の書類が必要となります。
- 3 提出書類に事実と相違する記載があるときは、申込及び売却の決定は無効になります。
- 4 提出書類の返還には応じられません。

※ 提出書類は、申込書類作成方法を参考に作成し、必要事項の記入、押印を確認のうえ、提出してください。様式は、町ホームページへも掲載しております。

3 現地説明会等

- (1) 現地説明会は実施しませんので、各自で必ず現地を確認してください。
- (2) 物件の引渡しは、現状有姿のまま行います。各種図面と現地が符合しない場合は、現地を優先します。なお、立ち木の伐採、地下埋設物、地上・地下工作物等の補修・撤去などは行いません。

4 契約保証金、契約の締結等

- (1) 購入者は、「売却決定通知書」の交付を受けた日から7日以内に、契約保証金として売買代金の1割以上の金額(円未満切上げ)を納付していただき、町と売買契約を締結しなければなりません。なお、売買契約の締結は、契約保証金の納入確認後となります。
- (2) 売買契約の締結は、申込書に記載された名義で行います。
- (3) 購入者が期限までに契約を締結しない場合(申込資格のないことが判明し、失格した場合を含む)は、無効とします。
- (4) 売買契約書(町保有分1通)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税や登記手続き費用等、本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、購入者の負担となります。

《参 考》

【登録免許税額】

固定資産課税台帳価格(千円未満切捨て) × 15 / 1000 (百円未満切捨て)

5 売買代金の支払い

売買代金の支払いは、売買契約締結の際に契約保証金として売買代金の1割以上の金額（円未満切上げ）を納付していただき、売買代金と契約保証金の差額を、売買契約締結日を含め30日以内に納付していただきます。

注 意

1. 売買代金は、分割によるお支払いはできません。
2. 売買代金が期限までに支払われない等の違約行為により売買契約を解除した場合は、契約保証金をお返ししません。
3. 売買契約締結日から30日目が、土・日曜日及び祝日等で金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が支払期限となります。

6 引渡し、所有権移転登記

- (1) 物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転し、引渡しがあったものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の所有権が移転した後に町が行い、登記完了後に町から購入者に登記完了証と登記識別情報通知を引き渡します。
- (3) 登録免許税等の登記に要する費用は購入者の負担となりますので、所有権を移転登記するときまでに必要な額面の収入印紙等を用意してください。
- (4) 購入者は、所有権移転登記前にその物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (5) 連名で売買契約を締結した物件は、連名者全員の名義（共有名義）で所有権移転の登記をします。

7 契約不適合責任について

- (1) 買受人は、売買契約締結後、種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態（以下、契約不適合という。）を発見した場合は、引渡しの日から2年以内に申し出ることができるものとする。
- (2) 上記（1）の申し出を受け、町が契約不適合にあたりと判断した場合には、町と買受人が是正のための工事内容について、事前に協議を行ったうえで、町又は買受人において契約不適合の是正を行うこととします。なお、町と買受人との協議の結果、買受人において是正することとした場合には、是正に要すると認められる費用を町が支払うこととします。費用の支払いについては、以下のとおりとなりますのでご留意願います。
 - ① 費用の根拠となる挙証資料の提出が必要となります。挙証資料とは、以下の資料をいいます。
 - ア 契約不適合の是正範囲を特定するための資料（土地利用計画図、建物設計図等）
 - イ 工事内容を確認する資料（工事見積書、工事請負契約書等）

ウ その他町が指定する資料（工程写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、作業日報等）

- ② 費用の支払い額は、町が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料（挙証資料）に基づく請求額には至らない場合があります。費用積算の基準としては、地方自治体が公共工事を行う際の積算資料、建設物価等により算定します。
 - ③ 費用の支払額は売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払いには応じられません。
 - ④ 費用の支払いにあたっては、町の会計制度上、別途予算措置が必要となり、時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 是正等に要する費用が多額の場合で、売買代金に相当する場合や、売買代金を上回る場合などには、売買契約解除を含めて、対処方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

8 個人情報について

土地購入のために提出された書類等に記載された個人情報は、売却事務のみに使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

ただし、参加資格の確認のため、警察当局へ照会する場合があります。

9 その他注意事項

- (1) 物件の引渡しは、現状有姿のまま行います。各種図面と現地が符号しない場合は、現地を優先します。
- (2) 各種図面と現況が相違している場合は現況を優先します。購入者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符号しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、購入の無効を主張し、または代金の減免を請求することは一切できません。
- (3) 建物を建築するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び県、町の条例等や県の開発指導要綱等により指導等がなされる場合や負担金等が必要となる場合がありますので、前もって関係機関に相談の上、了解しておいてください。
- (4) 売買契約を締結した後、物件の滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は購入者の負担とします。
- (5) 活用するに当たっては、法令等を遵守するとともに、開発逃れその他脱法行為と誤解を招くおそれのある行為は厳に謹んでください。
- (6) その他この売却案内書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、自治令、その他関連法令等の定めるところによります。

記載例です。

別記様式第5号

年 月 日

大泉町長 様

提出日を記入してください。

申込者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者職氏名
電話番号

町保有財産買受申込書

町保有財産売却の媒介に係る下記の町保有財産の買受けを申し込みます。なお、現地、現況を確認し、大泉町の提示する契約条件を承諾します。

記

希望する物件についてを記入してください。
記載例は、物件番号3の場合です。

1. 買受けを申し込む町保有財産

物件番号	所在地番	地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)
3	大泉町北小泉四丁目1514番1	宅地	171.27	4,810,000

2. 添付書類

- ・法人の場合：誓約書、本店が所在する市区町村発行の完納を証する証明書
登記事項証明書、印鑑証明書
- ・個人の場合：誓約書、市区町村税の完納を証する証明書
住民票、印鑑登録証明書

注1) 連名による申込みの場合は、代表者を申込者欄に記入し、申込者全員を別紙に記載して本書に添付してください。申込者全員の委任状を作成してください。

2) 代理人（法人の場合は代表権のない人）が申し込む場合は、本人が申し込む場合に必要な書類に加えて、委任状が必要になります。

3) 各証明書は、発行後1ヶ月以内のものとしします。

町保有財産買受申込書別紙

申込者全員の住所、氏名、電話番号を
記入のうえ、押印してください。

○連名による申込み

2 申込者
住所
ふりがな
氏名
電話番号

印

3 申込者
住所
ふりがな
氏名
電話番号

印

4 申込者
住所
ふりがな
氏名
電話番号

印

5 申込者
住所
ふりがな
氏名
電話番号

印

6 申込者
住所
ふりがな
氏名
電話番号

印

誓約書

私は、大泉町が実施する大泉町保有財産の売却について申し込むにあたり、次の事項を誓約します。

1 次の全ての要件を満たします。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(2) 市区町村税を滞納していない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 大泉町の職員でないこと。

2 物件を活用するに際しては、法令等遵守するとともに、開発逃れその他脱法行為と誤解を招くおそれのある行為は一切しません。

3 売却案内書、土地売買契約書及び売却物件の法令上の規制等を承知うえ申し込みますので、後日これらの事項について、大泉町に対して一切の異議及び苦情を申し立てません。

年 月 日

大泉町長 様

誓約書の作成日を記入してください。

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名・代表者職氏名)

印

※ 連名による申込みの場合は、申込者ごとに作成してください。

※連名で申込みをする場合は、委任される方全員分が必要です。

委 任 状

年 月 日

大泉町長 様

委任状の作成日を記入してください。

◎申込者（委任した者）

住 所
（所在地）

ふりがな
氏 名
（法人名・代表者職氏名）

町有地申込書と同じ印を押して下さい。

印

電話番号

私は、大泉町が実施する町保有財産の売却について、次の者を代理人と定め、下記物件に関する一切の権限を委任します。

物件番号 3

希望する物件番号を記入してください。
記載例は、物件番号3の場合です。

所 在 大泉町北小泉四丁目1514番1

◎代理人（委任された者）

住 所
（所在地）

ふりがな
氏 名

希望する物件番号の所在地を記入してください。
記載例は、物件番号3の場合の所在地です。

印

電話番号

注1) 町保有財産買受申込書と本委任状押印は、同一印を使用しなければなりません。

2) 連名による申込みの場合、申込者全員の委任状を作成してください。

法人の代表権がない方も委任状は必要です。

物 件 調 書

①土地の表示	大泉町北小泉四丁目1514番1			
②最低売却価格	481万円			
③㎡当たり単価	約28,100円			
④地目	登記地目	宅 地	現 況	更 地
⑤地積	登記面積	171.27	実測面積	—
⑥地積の確定	<input checked="" type="checkbox"/> 登記簿面積による <input type="checkbox"/> 実測面積による			
⑦測量図	<input type="checkbox"/> 確定測量図(隣接する全ての土地の境界確定(立会)の成果に基づく測量図) <input type="checkbox"/> 地積測量図(分筆登記等の申請図書として法務局に保管されている測量図) <input type="checkbox"/> その他測量図(確定測量図、地積測量図以外の測量成果に基づく測量図) <input checked="" type="checkbox"/> 測量図なし			
⑧法規制等	都市計画区域	市街化区域	建 ぺ い 率	60%
	用 途 地 域	第一種住居地域	容 積 率	200%
	—	—	最低敷地面積	— m ²
	・関係する法令や条例などにより、許認可や規制がかかる場合がありますので、関係機関へ必ず確認してください。 (例 大泉町開発行為指導要綱) [問合せ先] 用途地域・土地利用 大泉町 都市整備課 TEL 0276-63-3111 建築確認 太田土木事務所 TEL 0276-32-2345			
⑨接面道路	東 側	県道足利千代田線	幅員:12.2m(歩道を含む)	間口: 約9m
	西 側	1級路線町道2号線	幅員:11m(歩道を含む)	間口: 約9m
	南 側	2ブロック町道2号線	幅員:6m	間口: 約16m
	北 側			
・歩道切下げ等については土木管理課(TEL 0276-63-3111)へ確認してください。				
⑩供給・処理施設	項 目	施 設	連 絡 先	
	飲料水	上水道	群馬東部水道企業団 TEL 0276-80-3201	
	汚水、雑排水	合併浄化槽		
	雨 水	宅内浸透		
・各施設の設置や移設、使用に係る協議及び申請は、買受人が行ってください。 ・水道加入金、負担金や工事費などが発生した場合の費用の負担は、買受人の負担とします。 ・汚水、雑排水の最終放流の可否については、土木管理課の判断による。				
⑪水道本管の敷設状況	東側道路内	—	南側道路内	VP φ150
	西側道路内	—	北側道路内	—
⑫下水道本管の敷設状況	東側道路内	—	南側道路内	—
	西側道路内	—	北側道路内	—

⑬ガス管の 敷設状況	東側道路内	—	南側道路内	—
	西側道路内	—	北側道路内	—
⑭敷地内の 電柱、電線等	項 目	数 量 等	連 絡 先	
	東 電 柱	1本	東京電力パワーグリッド(株) TEL 0276-51-2494	
	N T T 柱			
	道路標識			
	防 犯 灯			
⑮交通機関 (道程距離)	鉄 道	(東武小泉線) 小泉町駅	約 1.0 km	
	バ ス	(高齢者デマンドバス)	約 — km	
⑯主な公共施設 (道程距離)	大泉町役場	約 3.4 km		
	大泉町立北小学校	約 1.3 km		
	大泉町立北中学校	約 1.5 km		
⑰引渡し条件	<p>現状有姿</p> <p>敷地内に存する残置施設の移設、撤去に係る費用は、全て買受人の負担とします。</p>			
⑱その他				

※ この物件調書は、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明書ではありません。
必ず必要事項についての調査と現地の確認をしてください。

物 件 調 書

①土地の表示	大泉町東小泉三丁目1601番1			
②最低売却価格	506万円			
③㎡当たり単価	約24,300円			
④地目	登記地目	宅 地	現 況	更 地
⑤地積	登記面積	208.26	実測面積	—
⑥地積の確定	<input checked="" type="checkbox"/> 登記簿面積による		<input type="checkbox"/> 実測面積による	
⑦測量図	<input type="checkbox"/> 確定測量図(隣接する全ての土地の境界確定(立会)の成果に基づく測量図) <input type="checkbox"/> 地積測量図(分筆登記等の申請図書として法務局に保管されている測量図) <input type="checkbox"/> その他測量図(確定測量図、地積測量図以外の測量成果に基づく測量図) <input checked="" type="checkbox"/> 測量図なし			
⑧法規制等	都市計画区域	市街化区域	建 ぺ い 率	80%
	用途地域	近隣商業地域	容 積 率	200%
	—	—	最低敷地面積	— m ²
	・関係する法令や条例などにより、許認可や規制がかかる場合がありますので、関係機関へ必ず確認してください。 (例 大泉町開発行為指導要綱) [問合せ先] 用途地域・土地利用 大泉町 都市整備課 TEL 0276-63-3111 建築確認 太田土木事務所 TEL 0276-32-2345			
⑨接面道路	東 側			
	西 側			
	南 側			
	北 側	1ブロック町道83号線	幅員: 6m	間口: 約11m
・歩道切下げ等については土木管理課(TEL 0276-63-3111)へ確認してください。				
⑩供給・処理施設	項 目	施 設	連 絡 先	
	飲料水	上水道	群馬東部水道企業団 TEL 0276-80-3201	
	汚水、雑排水	合併浄化槽		
	雨 水	宅内浸透		
・各施設の設置や移設、使用に係る協議及び申請は、買受人が行ってください。 ・水道加入金、負担金や工事費などが発生した場合の費用の負担は、買受人の負担とします。 ・汚水、雑排水の最終放流の可否については、土木管理課の判断による。				
⑪水道本管の敷設状況	東側道路内	—	南側道路内	—
	西側道路内	—	北側道路内	VP φ50
⑫下水道本管の敷設状況	東側道路内	—	南側道路内	—
	西側道路内	—	北側道路内	—

⑬ガス管の 敷設状況	東側道路内	—	南側道路内	—
	西側道路内	—	北側道路内	—
⑭敷地内の 電柱、電線等	項 目	数 量 等	連 絡 先	
	東 電 柱			
	N T T 柱			
	道路標識			
	防 犯 灯			
⑮交通機関 (道程距離)	鉄 道	(東武小泉線) 小泉町駅	約 0.5 km	
	バ ス	(高齢者デマンドバス)	約 — km	
⑯主な公共施設 (道程距離)	大泉町役場	約 2.3 km		
	大泉町立東小学校	約 0.4 km		
	大泉町立北中学校	約 0.8 km		
⑰引渡し条件	<p>現状有姿</p> <p>敷地内に存する残置施設の移設、撤去に係る費用は、全て買受人の負担とします。</p>			
⑱その他				

※ この物件調書は、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明書ではありません。
必ず必要事項についての調査と現地の確認をしてください。

物 件 調 書

①土地の表示	大泉町坂田七丁目1487番			
②最低売却価格	546万円			
③㎡当たり単価	約19,300円			
④地目	登記地目	宅 地	現 況	更 地
⑤地積	登記面積	283.00	実測面積	—
⑥地積の確定	<input checked="" type="checkbox"/> 登記簿面積による <input type="checkbox"/> 実測面積による			
⑦測量図	<input type="checkbox"/> 確定測量図(隣接する全ての土地の境界確定(立会)の成果に基づく測量図) <input type="checkbox"/> 地積測量図(分筆登記等の申請図書として法務局に保管されている測量図) <input type="checkbox"/> その他測量図(確定測量図、地積測量図以外の測量成果に基づく測量図) <input checked="" type="checkbox"/> 測量図なし			
⑧法規制等	都市計画区域	市街化区域	建 ぺ い 率	60%
	用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域	容 積 率	200%
	—	—	最低敷地面積	— m ²
	・関係する法令や条例などにより、許認可や規制がかかる場合がありますので、関係機関へ必ず確認してください。 (例 大泉町開発行為指導要綱) [問合せ先] 用途地域・土地利用 大泉町 都市整備課 Tel 0276-63-3111 建築確認 太田土木事務所 Tel 0276-32-2345			
⑨接面道路	東 側	3ブロック町道27号線	幅員:6m	間口: 約4m
	西 側			
	南 側			
	北 側			
・歩道切下げ等については土木管理課(Tel 0276-63-3111)へ確認してください。				
⑩供給・処理施設	項 目	施 設	連 絡 先	
	飲料水	上水道	群馬東部水道企業団 Tel 0276-80-3201	
	汚水、雑排水	合併浄化槽		
	雨 水	宅内浸透		
・各施設の設置や移設、使用に係る協議及び申請は、買受人が行ってください。 ・水道加入金、負担金や工事費などが発生した場合の費用の負担は、買受人の負担とします。 ・汚水、雑排水の最終放流の可否については、土木管理課の判断による。				
⑪水道本管の敷設状況	東側道路内	VP φ 50	南側道路内	—
	西側道路内	—	北側道路内	—
⑫下水道本管の敷設状況	東側道路内	—	南側道路内	—
	西側道路内	—	北側道路内	—

⑬ガス管の 敷設状況	東側道路内	—	南側道路内	—
	西側道路内	—	北側道路内	—
⑭敷地内の 電柱、電線等	項 目	数 量 等	連 絡 先	
	東 電 柱	2本	東京電力パワーグリッド(株) TEL 0276-51-2494	
	N T T 柱			
	道路標識			
	防 犯 灯			
⑮交通機関 (道程距離)	鉄 道	(東武小泉線) 西小泉駅	約 1.0 km	
	バ ス	(高齢者デマンドバス)	約 — km	
⑯主な公共施設 (道程距離)	大泉町役場	約 3.1 km		
	大泉町立西小学校	約 1.0 km		
	大泉町立西中学校	約 2.4 km		
⑰引渡し条件	<p>現状有姿</p> <p>敷地内に存する残置施設の移設、撤去に係る費用は、全て買受人の負担とします。</p>			
⑱その他				

※ この物件調書は、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明書ではありません。
必ず必要事項についての調査と現地の確認をしてください。

物 件 調 書

①土地の表示	大泉町大字吉田3405番			
②最低売却価格	322万円			
③㎡当たり単価	約13,500円			
④地目	登記地目	宅 地	現 況	更 地
⑤地積	登記面積	239.33	実測面積	—
⑥地積の確定	<input checked="" type="checkbox"/> 登記簿面積による		<input type="checkbox"/> 実測面積による	
⑦測量図	<input type="checkbox"/> 確定測量図(隣接する全ての土地の境界確定(立会)の成果に基づく測量図) <input type="checkbox"/> 地積測量図(分筆登記等の申請図書として法務局に保管されている測量図) <input type="checkbox"/> その他測量図(確定測量図、地積測量図以外の測量成果に基づく測量図) <input checked="" type="checkbox"/> 測量図なし			
⑧法規制等	都市計画区域	市街化区域	建 ぺ い 率	60%
	用 途 地 域	第一種住居地域	容 積 率	200%
	—	—	最低敷地面積	— ㎡
	<p>・関係する法令や条例などにより、許認可や規制がかかる場合がありますので、関係機関へ必ず確認してください。</p> <p>(例 大泉町開発行為指導要綱)</p> <p>〔問合せ先〕 用途地域・土地利用 大泉町 都市整備課 TEL 0276-63-3111 建築確認 太田土木事務所 TEL 0276-32-2345</p>			
⑨接面道路	東 側			
	西 側	県道足利千代田線	幅員:9.2m	間口: 約16m
	南 側			
	北 側			
	・歩道切下げ等については土木管理課(TEL 0276-63-3111)へ確認してください。			
⑩供給・処理施設	項 目	施 設	連 絡 先	
	飲料水	上水道	群馬東部水道企業団 TEL 0276-80-3201	
	汚水、雑排水	下水道	大泉町役場公園下水道課 TEL 0276-63-3111	
	雨 水	宅内浸透		
<p>・各施設の設置や移設、使用に係る協議及び申請は、買受人が行ってください。</p> <p>・水道加入金、負担金や工事費などが発生した場合の費用の負担は、買受人の負担とします。</p> <p>・汚水、雑排水の最終放流の可否については、土木管理課の判断による。</p>				
⑪水道本管の敷設状況	東側道路内	—	南側道路内	—
	西側道路内	DIP φ 100	北側道路内	—
⑫下水道本管の敷設状況	東側道路内	—	南側道路内	—
	西側道路内	PRP φ 200	北側道路内	—

⑬ガス管の 敷設状況	東側道路内	—	南側道路内	—
	西側道路内	—	北側道路内	—
⑭敷地内の 電柱、電線等	項 目	数 量 等	連 絡 先	
	東 電 柱	1本	東京電力パワーグリッド(株) TEL 0276-51-2494	
	N T T 柱			
	道路標識			
	防 犯 灯			
⑮交通機関 (道程距離)	鉄 道	(東武小泉線) 小泉町駅	約 2.6 km	
	バ ス	(高齢者デマンドバス)	約 ー km	
⑯主な公共施設 (道程距離)	大泉町役場	約 1.6 km		
	大泉町立南小学校	約 1.4 km		
	大泉町立南中学校	約 1.2 km		
⑰引渡し条件	<p>現状有姿</p> <p>敷地内に存する残置施設の移設、撤去に係る費用は、全て買受人の負担とします。</p>			
⑱その他				

※ この物件調書は、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明書ではありません。
必ず必要事項についての調査と現地の確認をしてください。